令和７年１２月８日

令和６年能登半島地震災害義援金のお取扱いについて

令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
１日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。
当金庫では、被災地域の皆さまの復興に少しでもお役に立てるよう、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

１．寄　付　先

お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。
振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

２．取扱期間

令和６年１月１２日（金）～令和９年３月１６日(火)
※令和７年１２月１２日（金）までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況に鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

３．振込手数料・大量硬貨入金手数料

無　　料（窓口の場合）

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫
本義援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

※　詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

以　上